

議案第 38 号

狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市事務手数料条例（昭和 51 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の 47 の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 27 年 6 月 9 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。